

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年8月1日から12年6月1日までの期間、14年11月1日から22年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額に係る記録について、11年8月から12年5月までを22万円、14年11月から15年3月までを28万円、同年4月から16年9月までを36万円、同年10月から18年8月までを34万円、同年9月から21年8月までを32万円、同年9月から22年4月までを30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成22年5月1日から23年7月1日までの期間については、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる21年4月から同年6月まで、及び22年4月から同年6月までは標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できることから、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額に係る記録について22年5月から23年6月までを47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から23年7月1日まで
申立期間、株式会社Aに勤務していたが、実際に支給された給与に比べて標準報酬月額が著しく低いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせん
の根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料
徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権

が時効により消滅した期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が行われるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成7年12月1日から22年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、特例法を、同年5月1日から23年7月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているところ、申立期間のうち、平成12年2月1日から同年3月1日までの期間、及び14年11月1日から22年5月1日までの期間については、申立人が保管する株式会社Aの給与明細書、源泉徴収簿及び給与振込記録（預金通帳の写し）から、申立人は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、オンライン記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、平成11年8月1日から12年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年6月1日までの期間については、申立人は、当該期間の給与明細書を紛失している上、源泉徴収簿も無いことから、当該期間の厚生年金保険料控除額については確認することができないものの、当該期間の給与振込額が、12年2月の給与明細書において確認できる給与振込額と一致していることから、当該期間の保険料控除額は同年2月と同額の2万470円であったものと推認される。

さらに、商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、株式会社Aの取締役であったことが確認できるが、同社の事業主が「経理及び社会保険事務は社長である自分が行っていた。」と供述していることから、申立人は、特例法第1条1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと認められる。

一方、申立期間のうち、当該期間に係る標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定

することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書及び源泉徴収簿等の資料で推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成11年8月から12年5月までを22万円、14年11月から15年3月までを28万円、同年4月から16年9月までを36万円、同年10月から18年8月までを34万円、同年9月から21年8月までを32万円、同年9月から22年4月までを30万円に訂正することが必要である。

なお、当該期間の保険料の事業主の納付義務については、事業主は、15万円から18万円程度の基本給のみを標準報酬月額に反映させていた旨を供述しており、事業主は源泉徴収簿等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成22年5月1日から23年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、15万円と記録されている。

しかしながら、申立人から提出された源泉徴収簿及び給与振込記録によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成21年4月から同年6月まで、及び22年4月から同年6月までは標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間の申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額について、平成22年5月から23年6月までは47万円とすることが必要である。

- 4 申立期間のうち、平成7年12月1日から11年8月1日までの期間及び12年6月1日から14年11月1日までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料が無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日の記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和37年4月1日から53年4月1日までの期間においてA株式会社に在籍し、異動はあったものの同社に継続して勤務していた。日本年金機構での手続の際に、43年5月の厚生年金保険の被保険者記録が無いことを知った。一度も退職した事実はないので、厚生年金保険の記録に空白期間があることに納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び事業主の回答から、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和43年6月1日にA株式会社B工場から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和43年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したかについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは

考え難い上、申立人と同日に異動した者のうち記録が確認できる者 23 人の資格喪失日も 43 年 5 月 31 日となっていることから、事業主が 43 年 5 月 31 日を資格喪失日として届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険時事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 9 月 1 日から 24 年 10 月 1 日まで
② 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 2 月 1 日から 47 年 10 月 21 日まで

私は、いずれの期間も脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立期間①に係る脱退手当金については、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和25年1月12日に支給決定されたこととなっていることが確認でき、また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、脱退手当金の支給を示す記載が確認できる。

しかしながら、支給決定当時の厚生年金保険法第48条第2項において、脱退手当金は、被保険者期間が6か月以上20年未満の女性被保険者が婚姻又は分娩のため被保険者資格を喪失したときに支給すると規定されているところ、申立人の改製原戸籍謄本では、昭和34年6月*日の婚姻以前に婚姻や分娩の事実は確認できないため、申立人は、脱退手当金の支給要件を満たしていない。

また、申立人の厚生年金保険に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の性別は、いずれも男性と記録されており、申立人の年金記録の記録管理に適切さを欠いている上、支給決定が行われた当時の制度では男性には受給権が発生しな

いにかかわらず、支給記録が存在することは不自然である。

これらのことから、社会保険事務所（当時）の記録には疑義があると言わざるを得ない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

- 2 申立期間②及び③の脱退手当金は、申立期間②に係るものと申立期間③に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているというのは考え難い。

また、申立期間②及び③の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②及び③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月以内に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を申立期間①は1万円、申立期間②は2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 11 日
② 平成 19 年 12 月 7 日

年金記録を確認したところ、有限会社Aから支払われた申立期間①及び②の賞与の記録が欠落していることが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので当該申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書において、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を申立期間①は1万円、申立期間②は2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は賞与支払届の提出をしていないことを認めていることから、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る賞与額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社本社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月1日から同年7月1日まで

A株式会社に勤務していた際の年金記録を確認したところ、同社C工場へ異動した時期である申立期間の年金記録が欠落していた。調査し、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業主が提出した社員退職金計算書の記録及び事業主の回答から、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和40年7月1日にA株式会社本社から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社本社における昭和40年5月の事業所別被保険者名簿の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いことから不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所

(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社本社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月1日から同年7月1日まで

A株式会社に勤務していた際の年金記録を確認したところ、同社C工場へ異動した時期である申立期間の年金記録が欠落していた。調査し、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業主が提出した社員退職金計算書及び社員名簿から、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務し（昭和40年7月1日にA株式会社本社から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社本社における昭和40年5月の事業所別被保険者名簿の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所

(当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社本社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月1日から同年7月1日まで

A株式会社に勤務していた際の年金記録を確認したところ、同社C工場へ異動した時期である申立期間の年金記録が欠落していた。調査し、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業主が提出した社員退職金計算書及び社員名簿から、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務し（昭和40年7月1日にA株式会社本社から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社本社における昭和40年5月の事業所別被保険者名簿の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所

(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の13万4,000円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで

申立期間は、A株式会社にて在籍し、海外の関連会社に勤務していた期間であり、会社からの説明では、海外赴任中の標準報酬月額は赴任時の標準報酬月額（28万円）とするとのことだったが、記録を確認したところ、平成15年9月から16年8月までの期間については、年金額に反映する標準報酬月額が、赴任時よりも低額（13万4,000円）になっていた。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初13万4,000円と記録されていたが、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年12月13日に28万円に訂正されたところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額

(28 万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(13 万 4,000 円)となっている。

しかしながら、A株式会社からの回答及び同社から提出された賃金台帳等により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(28 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に誤って提出し、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記事については、当該期間のうち、平成15年5月から同年8月までは18万円、同年9月から16年8月までは20万円、同年9月から17年2月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人の申立期間③から⑤までに係る標準賞与額の記事については、申立期間③は3万円、④及び⑤は2万円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年4月20日から17年3月31日まで
② 平成15年8月
③ 平成15年12月29日
④ 平成16年7月30日
⑤ 平成16年12月29日

年金事務所からの通知によると、A株式会社に勤務した期間の標準報酬月額が相違している、また、申立期間②から⑤までの賞与4回分の記事が無いことが分かった。申立期間の賞与は、同僚と同じく支給されていた。調査の上、厚生年金保険の被保険者記事を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し記事の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月

額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①のうち、平成 15 年 5 月から 17 年 2 月までの期間については、申立人が提出した預金通帳の振り込み記録及び平成 17 年分給与所得の源泉徴収票並びに同僚が保管していた申立人に係る給与データ（以下「申立人提出資料」という。）により、オンライン記録で確認できる標準報酬月額よりも高額な報酬月額の支払いを受け、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人の標準報酬月額については、申立人提出資料から、申立期間①のうち、平成 15 年 5 月から同年 8 月までは 18 万円、同年 9 月から 16 年 8 月までは 20 万円、同年 9 月から 17 年 2 月までは 22 万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間①のうち、平成 15 年 4 月に係る標準報酬月額については、申立人提出資料で確認できる給与支払額は、オンライン記録における標準報酬月額を上回らない上、申立人の雇用保険の記録から、雇用保険資格取得時賃金額（平成 15 年 4 月）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A 株式会社は、平成 23 年 5 月 26 日に適用事業所ではなくなっている上、当該事業所の事業主は既に故人となっており、元取締役は、資料が保管されていないため、申立人の給与の支給状況、保険料控除等については不明と回答している。

さらに、当該事業所が加入していた、B 基金は、「A 株式会社における申立人の加入記録は無い。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、平成 15 年 4 月については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 4 申立期間①のうち、平成 15 年 5 月から 17 年 2 月までに係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、当該事業所の元取締役は、当時の資料が無いことから不明と回答しているが、当該事業所の複数の従業員は、「年金問題が話題となり平成 21 年 6 月以降、事業主から複数回にわたり、過去長期間にわたり実際の給与額より低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たと説明があった。」と供述している。

また、複数の同僚が提出した給与明細書及び申立人提出資料で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は申立人提出資料で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に

見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 申立期間③から⑤までについては、申立人は、2万円から5万円前後の賞与を受けたと申し立てしているところ、申立人提出資料から、当該期間に賞与が支払われ賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが推認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、申立人提出資料で推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間③は3万円、申立期間④及び⑤は2万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、当該事業所の元取締役は、当時の資料が無いことから不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 6 申立期間②の標準賞与については、申立人は、明細書は保管していないと申述している上、当時の総務担当者及び同僚から賞与額及び厚生年金保険料控除額について具体的な供述は得られなかった。

また、A株式会社は、平成23年5月26日に適用事業所ではなくなっている上、当該事業所の事業主は既に故人となっており、元取締役は、資料が保管されていないため、申立人の賞与の支給状況、保険料控除等については不明と回答している。

さらに、当該事業所が加入していた、B基金は、「A株式会社における申立人の加入記録は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②に係る標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（昭和48年7月1日にB株式会社へ合併。）における資格喪失日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月30日から同年7月1日まで

年金記録を確認したところ、A株式会社に昭和47年8月21日に入社し、49年5月20日に退職するまで継続して勤務したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていないことが分かった。申立期間当時に同社がB株式会社（現在は、C株式会社）に名称変更したと記憶している。退社まで仕事も職場も変わりなく継続勤務していたので申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び提出資料（昭和48年7月2日付け社報、70年社史）、申立人の雇用保険加入記録、申立人と一緒に異動した同僚に係る在籍証明書及び人事カード並びに複数の同僚の供述により、申立人は、A株式会社及びグループ会社であるB株式会社に継続して勤務し（昭和48年7月1日にA株式会社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和48年5月の事業所別被保険者名簿の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

一方、事業所名簿の記録によれば、A株式会社は、昭和48年6月30日

で厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

しかしながら、商業登記簿謄本において、A株式会社は、申立期間当時に法人登記が確認できる上、申立人を含め5人を超える従業員が、申立期間当時同社に勤務していたと供述していること、同社の合併先であるB株式会社に係る前記昭和48年7月2日付け社報に、A株式会社から15人の従業員が同年7月1日付けで採用した旨の記載があることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から11年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月から11年2月まで

私は、平成9年3月頃、大学入試の結果通知後、A町役場において、国民年金保険料の申請免除申請を行った。

その後、毎年、申請免除申請を行ったにもかかわらず、申立期間の保険料が免除となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年3月頃、大学入試の結果通知後、A町役場において、国民年金保険料の申請免除申請を行い、その後、毎年、申請免除申請を行ったとしているが、国民年金保険料の免除申請等に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人のオンライン記録によると、国民年金の加入手続を行った日は、平成9年4月10日と記録されており、申立人の所持する年金手帳の交付年月日欄にも同日が記載されていることから、申立人は、同年同月頃に国民年金の加入手続を行ったと推認され、その時点では、申立期間のうち、同年1月及び同年2月は、制度上、国民年金保険料の免除申請を行うことができない期間である。一方、申立期間のうち、9年3月から11年2月までの期間については、国民年金保険料の免除申請を行うことができる期間であるが、オンライン記録では、申立人が同期間における保険料の免除申請を行ったとする記録が無い上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学

式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間における記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は極めて低いと考えられる。

加えて、申立人が申立期間について免除の承認を受けたこと、及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 5017

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 43 年 3 月まで

私は、昭和 39 年 5 月に婚姻し夫が自営業であったため、国民年金に加入した。当時、集金人が自宅に来て国民年金保険料を徴収しており、夫は年度当初にその年度分の保険料を一括納付していたので、私の昭和 39 年度及び 40 年度の保険料は、40 年 5 月 10 日に夫が一括納付し、国民年金の加入手続も同日に行っている。そのとき、私の国民年金手帳が無かったので、次回持参すると言われ、夫の国民年金手帳の最終ページにこれらの年度の保険料を納付した旨を集金人が記載した。昭和 41 年度及び 42 年度の保険料もそれぞれの年度当初に夫の保険料とともに一括納付したが、これらを納付したときも集金人から国民年金手帳を受け取っていない。昭和 43 年度の保険料を納付するときに、担当の集金人が変わっていて、このとき初めて国民年金手帳を受け取った。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係るその夫の国民年金保険料は、自宅に来ていた集金人が徴収しており、申立期間のうち昭和 39 年度及び 40 年度の保険料は、昭和 40 年 5 月 10 日にその夫が一括納付し、集金人は、その夫の国民年金手帳（昭和 36 年 4 月 1 日発行）の 40 年度の次ページ（予備のページ）の「国民年金印紙検認記録」の 4 月欄及び「国民年金印紙検認台紙」の 4 月欄に検認印（以下「二つの検認印」という。）を押して、それぞれ「前納 1 年 39 年度分 申立人氏名」、「前納 1 年 40 年度分 申立人

氏名」と記載したと申述している（なお、申立期間のうち昭和 41 年度及び 42 年度の保険料を納付したときは、検認印や納付に関する記載は一切無かったとしている。）。しかしながら、申立人は、前述の「二つの検認印」の日付（昭和 40 年 5 月 10 日）の日に国民年金の加入手続を行ったと申述しているものの、国民年金手帳は、昭和 43 年度の保険料を納付するまで発行されなかったと申述していることから、申立人の主張は当時の取扱いと符合しない上、上記の申述以外に加入時期に関する具体的な供述が得られないことから、申立人の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、現在所持している国民年金手帳（昭和 42 年度から 46 年度までの検認印を押す手帳）を初めて受け取った国民年金手帳であると申述している上、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 43 年 3 月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間のうち 39 年 4 月から 40 年 12 月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、41 年 1 月から 42 年 3 月までの期間は遡って保険料を納付することができる期間であるが、申立人は、41 年 1 月から 42 年 3 月までの期間の保険料を、43 年 3 月頃に遡って納付したとは申述しておらず、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人の夫の昭和 41 年 4 月の保険料は納付されているにもかかわらず、前述の国民年金手帳（昭和 36 年 4 月 1 日発行）の次に発行された手帳の、昭和 41 年度の「国民年金印紙検認記録」の 4 月欄には検認印が押されていないことから、前述の「二つの検認印」は、夫の 41 年 4 月の保険料に係る検認印であると推認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 5018 (事案 3868 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月

私は会社退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、市役所から送付された納付書で平成 10 年 4 月から 11 年 4 月分までの保険料を全て納付していたにもかかわらず、同年 4 月分のみが未納であると言われ、当時の社会保険庁のずさんな運営が本当にあるのだと思った。当時の資料を提出するように言われたが、10 年以上も前の証拠資料を提出できる人は、何人もいないのだから状況証拠で考えてほしい。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の健康保険任意継続被保険者資格の喪失日が平成 11 年 4 月 13 日となっており、同年同月分の健康保険料が納付されていないこと、口頭意見陳述においても、当初の申立て以上に具体的な申述は得られなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づく 22 年 12 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、10 年以上も前の証拠資料を提出できる人は、何人もいないのだから状況証拠で考えてほしいとして、国民年金保険料を納付したことを示す新たな関連資料等はないが、再申立てを行っている。

しかしながら、申立人は、申立期間直前の平成 11 年 3 月まで B 組合の任意継続被保険者であり、同年 4 月 13 日に同被保険者資格を喪失しているところ、申立期間の任意継続被保険者としての健康保険料の納付について、「次の会社が見付かり入社予定だった。4 月にはそこで研修を受けていたので、社会保険に切り替えたということで、4 月以降の任意継続健康保険料の納付は断った。国民健康保険に切り替える手続はしていない。」

と申述していることを踏まえると、会社は申立人を同年5月から社会保険（厚生年金保険）に加入させたことが確認できるが、申立人は、同年4月から厚生年金保険に加入したつもりでいた可能性を否定できない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況及び納付時期について、余り覚えていないとしており、保険料を納付したことを示す新たな事情等も見当たらない。

なお、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 5019（事案 2461、3107、4203 及び 4680 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 54 年 3 月までの期間及び平成 12 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月から 54 年 3 月まで
② 平成 12 年 6 月

申立期間①については、私が 20 歳になった時、母が国民年金の加入手続をしてくれた。母は、姉と私の国民年金保険料を毎月集会所に持参し納付してくれていたが、昭和 49 年頃に体調を崩し 52 年 5 月に他界した。私は、母が体調を崩した 49 年頃からは 3 人分の保険料を、母が他界した後は姉と二人分の保険料を集会所に持参し納付した。55 年頃からは、A 銀行（現在は、B 銀行）に国民年金保険料を振り込んでいたが、しばらくして C 銀行に替えた。このように確実に納付していたのに申立期間①の保険料が未納となっていることに納得できない。

申立期間②については、D 市役所で厚生年金保険から国民年金に切り替えた時に、同市役所担当者から国民年金の保険料納付記録が 1 か月分抜けていることを教えられ、平成 12 年 7 月 1 日に E 社会保険事務所（当時）に行き、1 か月分の保険料を納付した。申立期間②が未加入となっていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、同じ内容の申立てをこれまでに 4 回にわたり行っているところ、当委員会において、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 54 年 8 月 31 日に払い出されており、その時点では、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえないこと、また、申立期間②については、保険料を納付することができない未加入期間であることを主な理由として、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を

納付していたものと認めることはできないとして、平成21年11月4日付け、22年4月28日付け、23年5月18日付け及び24年1月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知がそれぞれ行われている。

今回、申立人は、当委員会の決定に納得がいけないとして5回目となる申立てを行っていることから、当委員会において再度申立内容を調査したが、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな周辺事情は見当たらず、申立人から納付を裏付ける具体的な証言も得られず、そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 53 年 10 月まで
申立期間について、A区にあったB株式会社にC職として勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 51 年 7 月頃にB株式会社に就職し、D免許を取得した後、53 年 10 月頃まで同社でC職として勤務した。」と供述しているところ、雇用保険の記録においても、51 年 7 月 13 日に資格取得し、53 年 10 月 20 日に離職していることが確認できることから、申立期間においてB株式会社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、商業登記簿によれば、B株式会社は平成 21 年 3 月に破産手続が開始されていることが確認できるところ、オンライン記録においても、同社は、同年 3 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主からも回答が無いことから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B株式会社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる複数の同僚に照会したところ、申立期間及びその前後の期間に同社に勤務した複数の同僚が、「自分も昭和 50 年に入社後、2 年程度の厚生年金保険への未加入期間がある。当時は石油ショックの影響で会社の経営が厳しくなっており、社会保険にはすぐに入れなかった。ただし、未加入期間は給与から保険料は控除されていなかったはずである。組合に登録し、派遣されて勤務するC職もいた。」「D免許を取得している期間は試用期間だった。」と供述している上、申立期間及びその前後の期間において被保険者資格を取

得した同僚 12 人の雇用保険の加入記録を確認したところ、雇用保険の被保険者資格取得後、2年程度を経過して厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が5人認められることから、同社では、入社後、すぐには厚生年金保険には加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、当時、B株式会社において厚生年金保険の被保険者となった者は、同時にE基金に加入していることが確認できるが、申立期間について同基金における申立人の加入員記録は無い上、同社に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は無く、申立期間における健康保険整理番号にも欠番は見られない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 8 月 13 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 48 年 9 月 13 日から 49 年 1 月 20 日まで

私の船員手帳には、A株式会社の雇入れ日は昭和 44 年 8 月 13 日となっているが、船員保険の資格取得日は同年 12 月 1 日からとなっており、申立期間①が被保険者期間となっていない。また、B株式会社の雇入れ日は 48 年 9 月 13 日となっているが、船員保険の資格取得日は 49 年 1 月 20 日となっており、申立期間②が被保険者期間となっていない。

申立期間①及び②について、船員保険の記録があると思うので、調査の上、当該期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が保管する船員手帳の記載から、申立人が申立期間①にA株式会社のCに雇用されていたことが認められる。

しかしながら、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿及び申立人の船員保険被保険者台帳のいずれにも申立人の資格取得日が昭和 44 年 12 月 1 日とされているとともに、上記被保険者名簿において申立人と同日に被保険者資格を取得している同僚が 5 人確認できるところ、複数の同僚が「社会保険に入るまで 2、3 か月放っておかれるようなことがあった。」、「事務の担当者がいない期間、その人が帰ってくるまで事務が止まっていた。」と述べていることから、同社では、申立期間①当時、雇用と同時に船員保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、船員保険に入るまでの期間における保険料の控除については、自身について「船員保険の資格取得日は雇用された日の 2 か月後であっ

た。」と述べている同僚が「Aでは、入社してすぐには船員保険に加入させてはいなかった。その間、保険料も控除していなかった。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間①に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人が保管する船員手帳の記載から、申立人が申立期間②にB株式会社のDに雇用されていたことが認められる。

しかしながら、B株式会社に係る船員保険被保険者名簿には申立人の資格取得日が昭和49年1月20日とされていることが確認できる。

また、B株式会社において船長及び一等航海士として勤務していた同僚は「申立期間当時、雇用されてすぐに船員保険に入ることは無かった。」と述べているところ、昭和48年4月にDに乗り組んだ同僚が、「自分のすぐ後に乗り組んで来た。」と述べている他の同僚の資格取得日が同年9月となっていることから、同社では、申立期間②当時、雇用と同時に船員保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

また、申立期間①及び②当時には、雇入契約の公認手続時に、船員保険への加入を必ずしも確認しておらず、当該確認が必須となった時期について、E機関が「平成17年1月4日から（「船員保険の適用の適正化について」F機関発第*号平成16年12月*日）である。」と回答していることから、申立期間当時の船員手帳の雇入契約の記載をもって船員保険の加入を推認することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 1 日から 10 年 4 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、株式会社 A（現在は、株式会社 B）に勤務していた申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無かった。当該期間は、1 か月ほど休職した後に復職してからの期間であり、株式会社 C に出向もしていた。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、株式会社 A に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、株式会社 B の顧問税理士が保管する株式会社 A に係る給与台帳によると、申立期間のうち、平成 8 年 11 月、9 年 1 月及び同年 2 月、同年 5 月から 10 年 3 月までについては、当該給与台帳に申立人の氏名の記載が無く、当該期間において申立人が同社に勤務していたことが確認できない。

また、申立期間のうち、平成 8 年 9 月及び同年 10 月、同年 12 月、9 年 3 月及び同年 4 月については、上記給与台帳において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、当時の事業主からは回答が得られないほか、申立期間に株式会社 A において被保険者記録がある 11 人に照会したところ、4 人から回答があり、そのうち一人は、申立人が同社に勤務していたことは記憶しているものの、申立期間における申立人の勤務実態や社会保険の取扱いは不明としており、ほかの 3 人については、申立期間中に同社では初めて被保険者資格を取得した者であるところ、いずれも申立人のことは記憶に無いと回答している。

加えて、申立人が申立期間に住んでいたとするD市の記録から、申立人は、申立期間に国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、昭和 49 年 10 月については厚生年金保険の被保険者記録が無かったが、当時はA株式会社に在籍し、株式会社B（現在は、株式会社C）に出向していた期間で、当該期間も前後の期間と同様に同社に継続して勤務していた。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Cから提出された申立人に係る臨時嘱託雇用明細簿により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記雇用明細簿によると、「昭和 49 年 10 月 21 日健保厚生不支給」と記載がある上、「健保」「厚生」の各欄には、いずれも申立人の被保険者資格を喪失させたことを示す印が記載されており、株式会社Cは、雇用明細簿の記載内容について詳細は不明としているものの、給与支払日が毎月 20 日であること及び申立人と同様の勤務形態と思われる同僚の雇用明細簿に「昭和 49 年 10 月 21 日より健康・厚生不給」と記載があることから、昭和 49 年 10 月支給の給与からは健康保険料及び厚生年金保険料を同社が負担しないという意味ではないかと回答している。

また、株式会社Cが保管する健康保険及び厚生年金保険の被保険者名簿には、申立人の同社における資格喪失日が昭和 49 年 10 月 31 日と記載されており、オンライン記録及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格喪失日と一致している。

さらに、申立人と同様に、昭和 49 年 10 月 31 日に株式会社Cで厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 11 月 1 日にA株式会社で被保険者

資格を取得している者が申立人のほかに3人確認できる。

加えて、株式会社C及びA株式会社は、いずれも申立期間における保険料控除の有無については、当時の資料が無く、不明としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。